鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目　次

◇告　示
身体障害者福祉法による医師の指定
豚等の移入の禁止
豚等の移入の禁止の解除
鳥獣保護区の存続期間の更新
保安林の指定予定
基本測量の終了
開発行為に関する工事の完了（三件）
河川区域の変更
廃川敷地の生成
◇選管告示
鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示の開始の日
◇正　誤
昭和五十八年一月鳥取県告示第五十八号中訂正
昭和五十八年二月鳥取県告示第九十四号中訂正

告　示

鳥取県告示第二百二十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長　谷　口　恒　夫

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
整形外科	肢体不自由	阿藤孝二郎	東伯郡三朝町大字山田六九〇 国立三朝温泉病院
眼科	視覚障害	神鳥高世	米子市博労町四丁目三三一 神鳥眼科医院

鳥取県告示第二百二十八号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十八年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長　谷　口　恒　夫

埼玉県入間郡の区域

鳥取県告示第二百二十九号

昭和五十八年二月鳥取県告示第七十号（豚等の移入の禁止について）は、廃止する。

昭和五十八年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長　谷　口　恒　夫

鳥取県告示第二百三十号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第一条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十条の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長　谷　口　恒　夫

名称	区域	期間	面積
若桜野鳥愛護林鳥獣保護区	八頭郡若桜町大字若桜字古城谷一九一九―一、一五二〇―一、一五二一から一五二七まで、一五二七―一、一五二八、一五二九―一及び一五三	昭和五十八年四月一日から昭和六十八年三月三十一日	十ヘクタール
智頭野鳥愛護林鳥獣保護区	八頭郡智頭町大字智頭字宮山二二八四―一及び二二八五並びに字瀬戸田二二五から二二九まで及び二三〇―二の区域	昭和五十八年四月一日から昭和六十八年三月三十一日まで	二ヘクタール

鳥取県告示第二百三十一号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長　谷　口　恒　夫

一　保安林予定森林の所在場所

倉吉市みどり町三五一〇、葵町字惣田山三四三五、三四三八、仲ノ町字打吹山三四四五の一、三四四五の二（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）、倉吉市浅田谷三四五〇の一、三四五〇の二、三四五一の一、三四五二の一、三四五三の一、みどり町三五〇八、三五〇九、三五一一、葵町字惣田山三四三六、三四三七、三四三九から三四四一まで、仲ノ町字打吹山三四四五の三、三四四五の一〇から三四四五の一三まで

二　指定の目的

公衆の保健

三　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(一)　主伐は、択伐による。

(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百三十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長　谷口恒夫

一　作業種類　基本測量（確定測量に伴う基準点測量）

二　作業地域　用瀬町、智頭町及び溝口町

三　終了年月日　昭和五十七年十二月二十日

鳥取県告示第二百三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長　谷口恒夫

一　開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年一月二十六日　鳥取県指令受都計第三百四十一号

二　開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町大字麻生字ヒゲ田及び字下浅

三　開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町大字町屋五二〇

広田喜秀

鳥取県告示第二百三十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長　谷　口　恒　夫

一　開発許可の年月日及び番号
昭和五十七年八月二十三日　鳥取県指令受都計第百五十三号
二　開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市青葉町三丁目
三　開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市西町一丁目二〇一
鳥取市土地開発公社
理事長　西尾　優

鳥取県告示第二百三十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長　谷　口　恒　夫

一　開発許可の年月日及び番号
昭和五十七年十二月三日　鳥取県指令受都計第二百九十三号
二　開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市岩吉字西金田及び字西富地田
三　開発許可を受けた者の住所及び氏名
岡山県津山市川崎一二八七―一
全本親民

鳥取県告示第二百三十六号

日野川水系に係る一級河川日野川の河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり変更するので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長　谷　口　恒　夫

「次のとおり」は、省略し、その関係図面を鳥取県土木部河川課及び鳥取県根雨土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第二百三十七号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県根雨土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十八年三月二十二日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長　谷　口　恒　夫

一　河川の名称
日野川水系に係る一級河川日野川
二　廃川敷地が生じた年月日
昭和五十八年三月二十二日
三　廃川敷地の位置
日野郡江府町大字久連字中河原四五三番二地先から同町大字佐川字五反田一〇二一番地先まで
四　廃川敷地の種類及び数量
土地　三、二四二・三九平方メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

昭和五十八年四月十日執行予定の鳥取県議会議員選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和五十七年十二月鳥取県条例第三十二号）第一条第一項のポスター掲示場に公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十三条第一項第五号のポスターを掲示することができることとなる日を昭和五十八年三月二十九日と定めたので、同法第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長　田　中　梅　蔵

正　誤

昭和五十八年一月鳥取県告示第五十七号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
三	下	十	二の六八から二の七〇まで、二の七九から二の八一まで、二の九五、二の九七、二の九九から二の一〇四まで	二の七〇、二の七九、二の八一、二の一〇三
三	下	十一	一九筆	九筆
三	下	十二	二の一九〇	二の一九〇、二の一九九、二の二〇〇、二の二〇二、二の二〇四、二の二〇六から二の二〇八まで、二の二一〇、二の二一二、

二の二一四、二の二一五、
二の二一八、二の二一九

昭和五十八年二月鳥取県告示第九十四号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
五	下	終わりから十	字財ノ木谷	字中弥キ
五	下	終わりから十	二六九次一	二六九の一
五	下	終わりから十	二七〇	字財ノ木谷二七〇
五	下	終わりから九	二七二次一	二七二の一
五	下	終わりから九	二七四次一	二七四の一
五	下	終わりから八	三二六内第一	三二六の一
五	下	終わりから七	三二七次一	三二七の一
五	下	終わりから七	三二九次一	三二九の一
五	下	終わりから六	四三一次一	四三一の一
五	下	終わりから六	四三三次一	四三三の一
五	下	終わりから五	四三八次一	四三八の一
五	下	終わりから四	一二五五	字夏切一二五五
五	下	終わりかり四	字夏切一二五六	一二五六
六	上	二	一二九一次一	一二九二の一
六	上	三	一二九八次一	一二九八の一
六	上	九（八）	一三四四内一	一三四四の一
六	上	十二	一三六九次一	一三六九の一
六	上	十二（十三）	一三六九次二	一三六九の二
六	上	終わりから十二	一三七一次一	一三七一の一
六	上	終わりから十一	一三七二次一	一三七二の一
六	上	終わりから十	一三七七次一	一三七七の一
六	上	終わりから七	一三九三内第一	一三九三の一
六	上	終わりから六	一三九三第三	一三九三の三
六	上	終わりから六	一三九三第四	三九三の四
六	上	終わりから五	一四一二内一	一四一二の一
六	上	終わりから五	一四一三	一四一三の二
六	上	終わりから二	字登り尾	字ノホリ尾

発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥　取　県　【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】